【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.7

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【氏名又は名称】 弁護士 河村 明雄

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

富国生命ビル

【報告義務発生日】2025年3月4日【提出日】2025年3月11日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等に関する重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社マクロミル
証券コード	3978
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエル シー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州02109、ボストン、ステート・ストリート53、スイート3300 (53 State Street, Suite3300, Boston, Massachusetts 02109, U.S.A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年12月16日
代表者氏名	フィリップ・ザコス(Philip Zachos)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 町田 行人
電話番号	03 (5501) 2111

(2)【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこともありうる。

(3)【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為等を行うこともありうる。

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			4,730,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 4,730,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		4,730,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年3月4日現在)	V 40,630,500
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	11.64
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.18

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、TJ1株式会社(以下「公開買付者」)との間で、提出者が運用するファンド及び顧客(以下「本株主」)の所有する発行者の普通株式(以下「本株式」)全てについて、公開買付者が2024年11月15日に開始した公開買付け(以下「本公開買付け」)に本株主をして応募させる旨の公開買付応募契約(以下「本応募契約」)を2025年3月4日付で締結した。本応募契約において、本公開買付けへの応募(以下「本応募」)の前提条件は存在しない。

本応募契約において、公開買付者及び提出者は、以下の内容を合意している。

提出者は、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限り、本応募契約の締結日の10営業日以内に、本株主に本株式全てについて本応募をさせる。また、提出者は、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する本株主が所有する本株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされている。

ただし、提出者は、第三者により公開買付価格の105%を上回る金額を買付価格とする公開買付けの提案を受けることを含む 所定の条件を満たす場合には、運用委託者に対して負っている忠実義務に基づき、応募義務を免れることができる。 また、本応募契約において、提出者は、以下の事項に従う。

- ()提出者は、本応募契約において別の定めがある場合を除き、本応募契約の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本株式の譲渡、担保設定その他の処分若しくは本公開買付けの実行を困難にすると合理的に想定される取引等を行わず、また、本株主をしてそれらを行わせない。
- ()提出者は、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、本株主をして、発行者の株主総会の招集請求権、議題提案権及 び議案提案権その他の株主権を行使させない。
- ()発行者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合において、当該株主総会の議題に剰余金の配当が含まれるときは、提出者は、公開買付者の選択に従い、本株主をして、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して剰余金の配当に関する議題に関して代理権を授与させるか、又は(b)公開買付者の指示に従って議決権を行使させる。

なお、本公開買付けの公開買付期間は2025年3月18日までとされており、決済の開始日は同月26日とされている。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

_		
	自己資金額(W)(千円)	0
	借入金額計(X)(千円)	0
	その他金額計 (Y) (千円)	3,567,830
	上記 (Y)の内訳	ファンド及び顧客の資金で購入
	取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,567,830

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地